

平成26年度鳥取県町村職員採用資格試験公告

鳥取県町村職員の採用資格試験を次のとおり行います。

平成26年7月25日

鳥取県町村会長 松本昭夫

記

1 職 種 一般事務

2 試験参加町村 岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

3 受験資格

(1) 住所要件

- (ア) 若桜町、八頭町、日吉津村、大山町、日野町、江府町 …… 町村内在住者（出身者を含む）
- (イ) 岩美町 …… 岩美郡内及び鳥取市内の在住者（出身者を含む）
- (ウ) 智頭町 …… 八頭郡内及び鳥取市内の在住者（出身者を含む）
- (エ) 湯梨浜町 …… 東伯郡内在住者（出身者を含む）
- (オ) 琴浦町、南部町、伯耆町、日南町 …… 鳥取県内在住者（出身者を含む）
- (カ) 北栄町 …… 特になし

(2) 年齢要件

- (ア) 岩美町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 …… 昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
- (イ) 八頭町、琴浦町 …… 昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

(3) 試験を受けられない人

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成27年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

4 第一次試験

(1) 日時及び場所

平成26年9月21日（日）八頭町、北栄町、伯耆町において行います。時刻及び試験会場は受験票交付の際にお知らせします。

(2) 方法

- (ア) 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により高等学校卒業程度の筆記試験
- (イ) 事務適性検査 職員として事務の適応性（正確さ、迅速さ等）についての検査
- (ウ) 性格診断検査 職員として職場における適応性についての検査
- (エ) 作文試験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(3) 第一次試験合格者の発表

平成26年10月中旬、8に記載の各役場又は当該町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

5 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者についてのみ行います。

(1) 日時及び場所

平成26年10月下旬～11月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際お知らせします。

(2) 方法

口述試験 主として人物について個別面接による試験

6 合格者の発表

平成26年11月中旬、8に記載の各役場又は当該町村会事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、各町村の採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として一年間です。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙は平成26年7月25日（金）から各町村役場総務課及び下記の町村会事務局で受領してください。
- (2) 提出書類は受験申込書に所要事項を記入し、平成26年8月15日（金）午後5時までに受験町村別に下記の町役場又は当該町村会事務局に提出してください。同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。なお、応募書類はお返しいたしません。

岩美町 受験希望者	岩美町 役場	〒681-8501	岩美郡岩美町浦富675-1	(TEL 0857-73-1411)
若桜町 受験希望者	若桜町 役場	〒680-0701	八頭郡若桜町若桜801-5	(TEL 0858-82-2211)
智頭町 受験希望者	智頭町 役場	〒689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	(TEL 0858-75-4111)
八頭町 受験希望者	八頭町 役場	〒680-0493	八頭郡八頭町郡家493	(TEL 0858-76-0201)
東伯郡内町 受験希望者	中部町村会事務局	〒682-0802	倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内	(TEL 0858-22-6195)
西伯郡・日野郡内町 受験希望者	西部町村会事務局	〒683-0054	米子市糺町1丁目160 西部総合事務所 新館2階	(TEL 0859-22-2049)

9 その他

- (1) 過去5年間の作文問題をお知らせしています。申込用紙と一緒に受け取りください。
- (2) 申込者に受験票を返送しますが、8月末日までに到着しないときは、8に記載の各役場又は当該町村会事務局に照会してください。
- (3) その他の詳細については、8に記載の各役場又は当該町村会事務局に照会してください。